

## 令和6年度ひろさき地方創生パートナー企業制度 テーマ「市民の健康寿命延伸」に係る提案募集要領

### 1 事業概要

第2期弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の基本目標④「いのちを大切に協働による健康長寿のまちづくり」を、官民連携により効率的・効果的に推進するため、市側が費用負担する政策テーマとして「市民の健康寿命延伸」に関する提案事業を募集します。

なお「ひろさき地方創生パートナー企業募集要領」記載事項のうち、今回の提案書作成に必要な事項は本要領で網羅していますので、今回の提案書は本要領に基づき作成してください。

### 2 市費用負担限度額

1事業 1,000,000円（税込み）とします。

※市の費用負担がない事業の提案も可能です。

※総事業費が1,000,000円（税込み）を超える事業であっても提案可能ですが、その場合の市の負担額は1,000,000円（税込み）となります。

※市の費用負担が伴う提案の場合、本制度が、官民連携により事業を実施するという観点から、市の費用負担だけでなく、提案者の自己資金の活用も意識した提案としてください。

### 3 参加資格

民間企業、学校法人、NPO、各種団体又は複数の企業や団体等で構成された共同体とし、以下に該当しないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (5) 政治・宗教団体
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）または地方税（法人税及び固定資産税）を滞納しているもの
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 及び暴力団と関連する団体等  
(2) その他市長が適当でないとするもの

※個人又は複数の個人からの提案は参加資格を満たさないものとします。

#### 4 提出物及び提出先

##### (1) 提出物

上記3各号の欠格条項に該当しない旨の宣誓書(様式1)

「ひろさき地方創生パートナー企業提案書」(様式2)

提案にあたって、その他の資料が必要な場合は、任意の様式で受け付けることとします。

※作成にあたっては、提案者が特定される記述を避けてください。

##### (2) 提出方法

様式1については郵送、様式2については電子メールにより提出してください。

##### (3) 提出期限：令和6年5月21日(火)

##### (4) 提出先

弘前市企画部企画課地域振興担当

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

E-mail:kikaku@city.hirosaki.lg.jp

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 提出期限：令和6年5月10日(金)午後5時まで

##### (2) 提出方法：ファクス又は電子メールにて質問書(様式3)を下記宛先まで送付してください。

提出先ファクス番号：0172-35-7956

提出先メールアドレス：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

##### (3) 回答日：令和6年5月14日(火)【予定】

##### (4) 回答方法：市ホームページに掲載

#### 6 日程

公示	令和6年4月22日(月)
質問受付締切	令和6年5月10日(金)午後5時
質問回答	令和6年5月14日(火)【予定】
企画提案書等受付締切	令和6年5月21日(火)
書類確認	令和6年5月22日(水)～
結果通知	令和6年6月中旬【予定】
協定締結、業務開始	令和6年7月中旬【予定】

## 7 提案書確認方法

本募集における提案書の確認は、書面で次のとおり行います。

### (1) 書類確認

提出された提案書を下記8で示す確認事項に基づき確認します。なお、公平性を保つ観点から、提案者名を伏せて確認を行います。

#### ① 市の費用負担がある場合

下記8(2)で示す「基準点」を越えた場合に、「総計点」が高い提案者から順番に、市と協定締結に向けた協議を行うことができる優先交渉順位を決定します。なお、確認の結果、同点を取得した提案者が2者以上ある場合は、抽選で優先交渉順位を決定します。

※市の費用負担がある場合の協定締結事業数は、1事業を予定しています。ただし、市の費用負担総額が1,000,000円(税込み)に満たない場合は、協定締結事業数を増やす場合があります。

#### ② 市の費用負担がない場合

下記8(2)で示す「基準点」を超えた場合に、市と協定締結に向けた協議を行います。

### (2) 確認結果の通知

確認結果は、書面により提案者に通知します。

なお、「基準点」を超えなかった場合は、その旨に理由を付し書面により通知します。

## 8 確認事項及び配点

### (1) 確認事項

提出された提案書は、市において以下の点等について確認し、「ひろさき地方創生パートナー企業」として連携が可能か判断します。

- ① 総合戦略 基本目標④「いのちを大切に協働による健康長寿のまちづくり」を推進する取組となっているか。
- ② 先駆的な取組となっているか。
- ③ 事業化が可能な取組となっているか。
- ④ 官民連携による取組が適切な内容か
- ⑤ 官民の役割分担が明確になっているか。
- ⑥ 市側の費用負担が伴う場合、その負担内容が適切であるか。

※上記7(1)①の確認においては、上記①～⑥の確認事項に加え、提案内容が総合戦略を推進するのみならず、「健康都市弘前」の実現にも寄与する内容であれば、「加算点」として最大5点を加点します。

## (2) 配点

配点は別紙「採点表」のとおりとします。

「基準点」は、「基礎点」に係る配点の合計の6割とします。

なお、上記7(1)①の優先交渉順位は、「基準点」に「加算点」を加えた「総計点」により決定するものとします。

## 9 協定締結

提案者と協議が整い次第、連携協定を締結し、市と「ひろさき地方創生パートナー企業」との連携による官民連携事業を実施します。

なお、提案者との協議が整わない場合は、協定締結を行わないことがあります。その場合、提案にあたって指定様式以外の資料は、返却することとします。ただし、指定様式は返却しません。

## 10 失格事項

本事業の提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類は、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 事業を公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告もしくは通知した事項の変更又は当該事業を延期もしくは中止することがあります。この場合において、提案者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (5) 「ひろさき地方創生パートナー企業」については、その民間企業等の情報、連携事業内容等について広く市民に周知するため、市の広報誌、ホームページ等の広報媒体により、広く公表するものとします。